

昭和54年度帰国研修員巡回指導

婦人関係行政セミナー帰国研修員巡回指導班

報 告 書

国際協力事業団
研修事業部

研 管
JR
80-1

婦人関係行政セミナー帰国研修員巡回指導班

報 告 書

国際協力事業団
研修事業部

国際協力事業団	
受入 月日 55847525	122
登録No. 07047	21.4
	TAD

は じ め に

この報告書は、国際協力事業団が実施した集団研修「婦人関係行政セミナー」に参加した帰国研修員に対するフォローアップ事業の一環として、帰国研修員の所属機関等を訪問し、現地での諸問題に関する指導並びにニーズの調査を行うため、昭和55年2月17日から2月29日までの13日間タイ、シンガポールの2ヶ国に派遣した巡回指導婦人関係行政班の業務報告である。

本報告書により、当該研修分野における各国の実情、帰国研修員の活動状況、彼らが抱えている諸問題及び研修に係る要望事項等について関係各位のさらに深い御理解をいただき、今後の研修コースの改善に資すれば幸いである。

なお、本件の実施のために御協力を賜った外務省、労働省及び現地において数々のご指導とご協力を賜った在外公館並びに関係機関各位に対し深い感謝の意を表したい。

昭和55年4月

研修事業部長

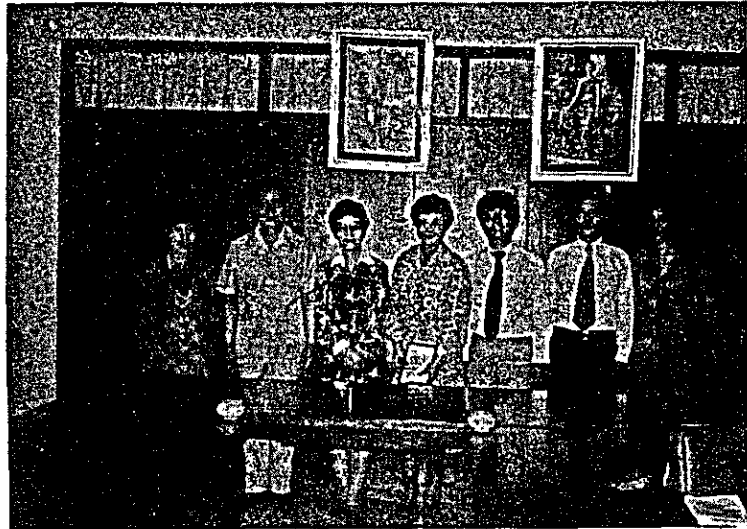
JICA LIBRARY



101713611

タイ労働部訪問（ 2 / 19 ）

左から2人目 Vichit 労働部長，
右から Mrs. Sapatra Payaka-
niti Chalin 労働部次長，等々
力 JICA 事務所員， Rachanee
婦人児童課長



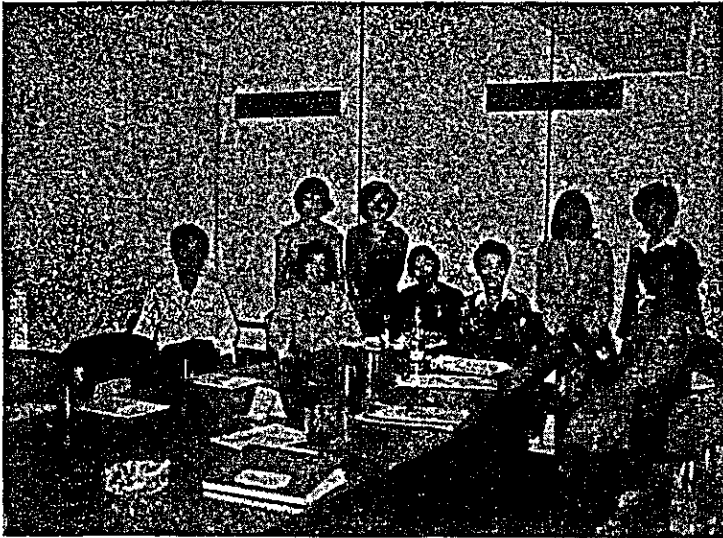
タイ，帰国研修員との懇談会
（ 2 / 19 ）

前列左端 Mrs. Pannipa Wood-
tikarn(1978),
右端 Miss Saovapak Supanit
(1972),
後列左より Mrs. Nuanyong
Prapant(DTEC), Miss So-
methida Piyapana(1979), Miss
Charoon Khiodocknoi(1976),
Miss Orakit Singkalavanich
(1975), Miss Pramuan Punya-
hotra(1971), 等々力 JICA 事
務所員。

タイ，プラチャブキリカン地方勞
働事務所訪問（ 2 / 21 ）

前列左端 Chalin 労働部次長， 1
人おいて Mrs Arporn Keogam-
pol(1970)， 右より Rachanee
婦人児童課長， Pisit 労働事務
所長。





シンガポール，帰国研修員との懇談会（2 / 26）

前列左より倉林 JICA 事務所長，Mrs. Irene Lim(1970)，Miss Ng Siew Fong(1977)，後列左より Mrs. Tan Eee Lee(1978)，Miss Chan Chen Chee(1979)，右端 Mrs. Seow Siok Kim (1976)，1人おいて Miss Lim Soh Hia(1975)。

シンガポール，帰国研修員との夕食会（2 / 26）

こちら向き左から倉林 JICA 事務所長，Mrs. Kitayam（JICA 事務所・秘書），上原一等書記官，Miss Ng Siew Fong，Miss Lim Soh Hia，右側横向き Miss Ho Soon Lay（PSC）



シンガポール，Toa Payoh 保育所訪問（2 / 27）

目 次

I	巡回指導の目的	1
II	巡回指導班の構成と日程	3
III	巡回指導方法	5
IV	巡回指導活動の概況	7
1.	タイ	7
2.	シンガポール	14
V	今後のセミナー及びフォローアップ事業の企画運営上考慮すべき事項	23
参考 I	婦人関係行政セミナー参加状況	25
II	巡回指導対象国帰国研修員リスト	26
III	帰国研修員に配布した質問書	29
IV	質問書に対する回答の結果	30
あ	と	
が	き	32

I 巡回指導の目的

開発途上諸国政府機関等において婦人問題を担当する婦人行政官を対象とした婦人関係行政セミナー（The Seminar on Public Administration Officers in Women's Problems）は、1969年に開設されて以来1979年に至る11年間に23ヶ国から109名の研修員を受入れた。今回の巡回指導は、このうちタイとシンガポールの帰国研修員所属機関その他を訪問し、また帰国研修員と懇談することによって、わが国で実施した研修の成果を測定するとともに、婦人関係行政に係る訪問国の問題点及びニーズを把握し、今後の研修員受入事業及びフォローアップ事業の向上改善に資することを目的として実施された。

国際協力事業団から示された巡回指導班の第一の目的は、「わが国で実施した研修の成果の測定」である。これは、「わが国婦人関係行政の現状ならびに婦人の実情を紹介し、婦人問題に関する研修を行うことにより、これら諸国の婦人関係行政の発展に寄与する」という婦人関係行政セミナーの目的がどの程度達成されているかを明らかにしなければならないが、この点を測定する客観的尺度もないので、研修員又はその所属機関の上司等から聴取するセミナーに対する評価、意識から推測せざるを得ないと考えた。結果的には、両国を通じて婦人関係行政機関（定義が明らかでないが、婦人又は婦人に係わる問題を対象とする行政を担当するものと理解した）として特に設置されているのは、今回の巡回指導で把握した限りでは、タイ労働局の婦人児童課（Women and Child Division）及びシンガポール社会事業省社会福祉局の婦人少女課（Women and Girls Section）だけであり、帰国研修員が必ずしも婦人関係行政に従事した経験のある者ばかりではないため、この見地からの明確な考えは出されず、それぞれの担当する業務（婦人関係行政ではない）を進める上で婦人の立場からのニーズ、婦人に及ぼす影響等を意識するようになったこと、その意味でセミナーの間接的効果のあることが一様に指摘された程度であった。

両国に婦人関係行政機関が極く限られた分野にしか存在しないという事情から、婦人関係行政の発展に寄与するというセミナーの目的が成果を得ていないとみるべきか、特別に婦人関係行政機関を設置する必要がない程に婦人の地位が向上している（少くとも男子との相対的地位にさほど差がない）とみるべきかは、今回の巡回指導では両国の行政全体における婦人関係行政の位置づけ、婦人の現状を充分把握できなかったため、判断しかねる。また、後者の場合に、その過程においてセミナーの影響が作用したか否かについても確認できるだけの情報を把握できなかった。

巡回指導の第二の目的である「当該研修分野に係る技術的問題点及びニーズを把握すること」についても、同様に婦人関係行政の政策決定の立場にある上級管理者又は婦人関係行政に携わっている帰国研修員から婦人関係行政の問題点、対策実施上の問題点、研修結果の適用の状況等を聴取することによって、目的を達成することができると考えたが、前述の事情からせいぜい指導班の最大関心事である婦人労働対策についてある程度の問題点、ニーズを把握したにとどまった。

巡回指導の第三のまた中心の目的は、「今後の研修員受入事業の改善並びにフォローアップ事業の向上改善」であり、今後の婦人関係行政セミナーのあり方について、研修員取扱窓口、帰国研修員所属機関及び帰国研修員から研修員の資格と選考方法、セミナーに関する情報に対する反応と内部手続、研修期間・研修内容・研修方法等に関する不備又は要望・提案を把握することを今回の巡回指導の主たる目的と考えた。両国の帰国研修員からの質問書に対する回答及び懇談を通じて、セミナーに関する種々の問題点、提言が出されたが、最大の問題は、既に研修修了時のファイナルレポート等でも指摘されているように、セミナーのテーマが婦人関係行政と定義如何であらゆる行政分野が包含される程間口が広く、参加する研修員の所属機関・従事する行政分野が多岐にわたること（この点が今回の巡回指導の成果を限られたものにした要因でもある）にある。

Ⅱ 巡回指導班の構成と日程

1. 指導班の構成

鈴木 栄子 労働省婦人少年局婦人課長
杉田 美恵子 労働省婦人少年局庶務課国際関係担当官

2. 巡回指導日程

2月17日(日) 東京 — バンコク, アマリンホテル着
日本大使館吉田書記官と巡回指導日程を調整

2月18日(月) 駐タイ日本大使館訪問
国際協力事業団バンコク事務所訪問
技術経済協力部(研修員取扱機関)訪問
ILOアジア・太平洋地域事務所訪問
国連アジア・太平洋婦人開発センター訪問

2月19日(火) 内務省労働局訪問
内務省社会福祉局訪問
帰国研修員と懇談

2月20日(水) タイ・ワコール(婦人・子供用下着製造工場)訪問
ラッキーテックス(綿紡績・織物工場)訪問
技術経済協力部再訪問

2月21日(木) バンコク — ホアヒン, 鉄道ホテル着
プラチャブキリカン地方労働事務所等訪問
帰国研修員と面接
タイドール(パイナップル罐詰工場)訪問

2月22日(金) ホアヒン — バンコク, アマリンホテル着
コマバトファクトリー(綿織物工場)訪問
タイフルーツ(パイナップル罐詰工場)訪問

2月23日(土) バンコク — シンガポール, ミングコートホテル着
倉林国際協力事業団シンガポール事務所長と日程調整

2月24日(日) 自由行動

2月25日(月) 在シンガポール日本大使館訪問
社会事業省訪問
NTUC(全国労働組合会議)訪問

- 2月26日(火) 労働省訪問
帰国研修員と懇談
- 2月27日(水) トバオ非行少女収容所訪問
トバオ保育所訪問
横河電機(計器製造工場)訪問
- 2月28日(木) 国際協力事業団シンガポール事務所訪問
- 2月29日(金) シンガポール — 東京

Ⅲ 巡回指導方法

1. 訪問国に駐在する関係機関及び国際機関を訪問して、巡回指導に必要な事項について、予備知識、助言を受ける。

- | | |
|-----------------------|----------------------------------|
| 日 本 大 使 館 | a 当該国における行政機関の概況 |
| | b 当該国における婦人労働関係法規の概要 |
| | c 当該国における婦人労働者の概況 |
| J I C A 事 務 所 | a 巡回指導日程の調整 |
| | b 帰国研修員の追跡調査結果 |
| | c 当該セミナーに対する評価、ニーズ、企画・運営についての助言等 |
| I L O 地 域 事 務 所 | a 訪問国における婦人労働関係法規の概要 |
| | b 訪問国における婦人労働者の概況 |
| E S C A P 婦 人 セ ン タ ー | a 訪問国における婦人対策の概況 |
| | b 訪問国における婦人の概況 |

2. 当該国の研修員取扱い窓口を訪問して、次の事項を調査する。
 - a 日本政府が提供する婦人関係行政セミナーに関する一般情報の適否、これに対する意見
 - b 研修員取扱い手続の問題点
 - c 研修員の募集・選考の状況及び方法
 - d 帰国後の措置

訪問国の研修員取扱い窓口機関は次のとおり。

- | | |
|--------|--|
| タ イ | Department of Technical and Economic Cooperation |
| シンガポール | Public Service Commission |

3. 帰国研修員所属機関の管理者と面接して次の事項を聴取するとともに婦人問題に関する情報交換を行う。

- a 研修員の推せん基準
- b 帰国研修員の現状

帰国研修員の主な所属機関は次のとおり。

- | | |
|--------|---|
| タ イ | Department of Labour, Ministry of Interior,
Department of Public Welfare, Ministry of Interior |
| シンガポール | Ministry of Social Affairs, Ministry of Labour |

4. 帰国研修員との懇談会を開催し、研修に対する評価、要望等を聴取するとともに、婦人問題に関する情報の交換を行う。

日本側提供資料 Status of Women in Japan, 1979

Women Workers in Japan, 1979

5. アンケートによる調査

下記の事項に関する Questionnaire を J I C A 事務所からあらかじめ帰国研修員に配布し、その結果をとりまとめる。

- a 婦人関係行政セミナー参加後の職歴等
- b 婦人関係行政セミナーに対する評価、要望等
- c 現在直面している問題点等

Ⅳ 巡回指導活動の概況

タイ

2月17日(日)

在タイ大使館吉田修書記官(Labour Attache)の出迎を受け、Amarin Hotel 着。
とりあえず翌日の巡回指導日程について説明を受ける。

2月18日(月)

JICAバンコク事務所に北野康男所長を表敬訪問。農村地域での収入創出のための灌漑事業計画、難民援助活動等同事務所の事業概況について説明を受ける。

在タイ日本大使館表敬訪問。湯下博之参事官よりタイの経済、社会に関する一般情報について説明を受ける。

JICA事務所等々力職員とともに、研修員取扱い窓口である Department of Technical and Economic Cooperation を訪問したが、面会を予定していた Mr. Prachart (Secretary of the Department) 及び Mrs. Ancana (Chief of Colombo Plan Sub-Division) は不在のため、実務担当者 Mrs. Nuanyong Prapapant 及び Mr. Sutin Susila に対し、研修員の人選の範囲、方法等について質問し、下記事項について回答を受ける。

1. 日本から送付されるセミナーに関する一般情報 (Information of the Seminar on Public Administration Officers in Women's Problems) は、毎月2回(16日、30日)開催される。DTEC Sub-Commission (外務省、予算局等の Director で構成)において、どの政府機関へ振り分けるかを決定した上、関係機関へ通報される。
2. 各省から推せんされた応募者に対して英語の語学試験を実施し、最高得点の者を日本側に推せんしている。
3. 帰国研修員のその後の職務、処遇等に関するフォローアップはしていない。

この面談は、Prachart 部長等が不在のため急拠設定されたため、従来タイ側から推せんされている労働局、社会福祉局以外からのセミナー応募者の有無、応募者数、Application Form の提出時期等についての質問に対しては帳簿がみつからないのでわからないと回答が得られなかった。また、研修員の取扱いを直接担当している Mrs. Prapapant が英語を話せず、当方の英語による質問を Mr. Susile がタイ語で彼女に伝え、そのタイ語による回答を再び彼が英語で当方に伝えるという面倒な方法をとったが、質問とかけ離れた回答が続出して同じ質問をくり返すなど英語だけでは意思疎通の困難なもどかしさを痛感した。結局、後日(20日午後)改めて Prachart 部長を訪問することを申し入れて、技術経済協力部を後にした。なお、この面談で、タイ側からは人選の範囲を private association まで拡げること

の是非について質問があった。

昼食後、ILO アジア太平洋地域事務所 (ILO Regional Office for Asia and the Pacific) を訪問し、Miss Emma R. Broisman (Coordinator, Women's, Young Person's, Relations and Public Information Section) よりアジア地域の婦人労働問題に関する ILO の文献として下記の資料を教示された。

1. Report on the ILO/SIDA Asian Seminar on Labour Protection relation to the Employment of Women and Children (1973)
2. ILO/Japan Asian Regional Workshop on Administrative Arrangements for Exercise of Responsibilities of Labour Departments with regard to Women Workers, Report (1975)
3. The Status and Training of Employed Women : Singapore, Philippine, Thailand (1978)
4. Women's Participation in the Economic Activity of Asian Countries (1978)
5. Report of the Regional Workshop on Income Generating Skills for Women in Asia (1979)
6. ILO Contribution to ESCAP Regional Preparatory Conference on Women, Women Workers and Development Process (Asia and Pacific) (1979)

この後、Broisman 女史からは、彼女の個人的見解であると前置きした上で、アジア地域の政府機関における婦人問題に対する取組み状況について説明があり、次のような指摘を受ける。

1. アジアにおける婦人問題は、農村問題であること。
2. ILO 地域事務所でも婦人問題を重視して組織変更して Women's and Young Worker's Section から Women's Section を独立させ、造花の内職技術指導・家族計画の指導を内容とした農村少女に対する 2 週間の訓練コースの実施、都市スラム地域での職業訓練意識調査等を実施していること。
3. 本年11月に開催を予定している ILO Regional Conference においても農村婦人問題が議題としてとりあげられること。

その後、国連のアジア太平洋経済社会委員会に属する「婦人と開発のためのアジア太平洋センター (Asia and Pacific Centre for Women and Development)」を訪問し、Mrs. Pari Mohamedi (Assistant Director) より、同婦人センターの目的、活動状況について説明を受ける。

1. 婦人センターの目的
 1. 域内各国の婦人が自らの社会的、経済的、文化的必要 (ニード) を探しあて、これらニードを達成するための方法及び手段を考え出すことを助ける。
 2. これら目的の達成に必要な技術を男女に修得させる。

3. 政府レベル及び非政府レベルの政策決定・実施にあたる者に対し、政策や決定が男女のニーズにかなったものとなるよう助言を行う。
4. 家庭、地域社会、国全体の政策決定レベルにある婦人に、多くの情報を与える。
5. 各国に共通な問題を探り、これらの問題を解決するための方策をたてる。
6. 特に農村の婦人、都市の貧困層、失業者等最も援助を必要とする人々（婦人）を対象とする。

2. 婦人センターの活動状況

- (1) 国内開発への婦人の参画を目標とした各国政府機関職員等を対象とする研修の実施
- (2) 国内の開発計画の婦人に及ぼす影響に関する調査研究の実施と各国及び地域の機関への研究結果の提供
- (3) 婦人団体に対する婦人のための収入創出計画の成功事例、技術をもった婦人のリスト等の情報提供、婦人問題に貢献したグループへの資金援助
- (4) 域内及び域外の既存の機関との人物交流、訓練調査・資料収集・情報伝播・助言活動等における協力

なお、婦人関係行政セミナーの実施に関して同センターで発行する「APCWD News Bulletin」で紹介し各国に広報する旨申出があった他、同センターが本年6月同じアジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）の地域研修所である3機関とともにアジア太平洋開発センター（Asian and Pacific Development Centre）に統合されることに関連し、3月に開催されるESCAP総会で、APDCに婦人問題を担当するDeputy Directorを設置すべきことを提案するので、日本からも支持する発言をしてほしいことを始め、婦人問題に対する技術協力を日本がもっと貢献すべきである旨の要請があった。

2月19日（火）

内務省労働局（Department of Labour, Ministry of Interior）訪問。同所で落ち合った等々力職員とともに、Mr. Vichit Saengthong（Director-General）、Mr. Chalin Amondharm（Deputy Director - General）、Mr. Charoon Siribhand（Deputy Director General）、Miss Rachanee Suvathee（Chief of Women and Child Div.）Mrs. Supatra Payakaniti（Office of the International Labour Affairs）とあいさつの後、Vichit局長よりタイの婦人労働の実情・対策及び婦人関係行政セミナー帰国研修員の動向について説明を受ける。席上、労働局からは過去3名を研修員（うち1名退職、1名他機関へ転出、現在1名のみ労働局在職）を出しているが最近では社会福祉局から研修員が派遣されていることについて、日本政府はタイ労働局に婦人児童課があることを知らないのではないかとの苦言が述べられた。（これはタイ側（研修員取扱窓口であるDTEC）の問題であるが……。）また、今回のフォローア

ップのための訪問に対しても、滞在日程がつまっており、とくに労働局訪問時間が30分程度のこと、訪問先がバンコク市内に限定されている点について他の例を引用して婉曲に実態把握に不十分なことを指摘された。最後に、地方の実態を把握するとともに現在チュンボン地方労働事務所長である唯一の労働局所属婦国研修員との懇談の機会を設けるため、農村地方を案内したい旨の提案があり、日程が未定となっていた21,22日にタイ南部に出かけることを決める。

その後、内務省社会福祉局（Department of Public Welfare）を訪問、Mr. Chalor Thammaseri（Director - General）及び婦国研修員代表者Miss Saovapak Supanitより同局の福祉対策の概要について説明を受けた後、社会福祉局所属婦国研修員（セミナー参加当時労働局に所属し現在タマサート大学勤務の者を1名含む）を中心とした懇談会に出席。引き続き、近くのRSホテルにおける当指導班主催の昼食会に席を移してセミナーに対する評価、要望等について聴取する。

出席者は、巡回指導班、等々力職員の他婦国研修員6名、（Mrs. Pramuan Punyahotra, Miss Saovapak Supanit, Miss Orajit Singkalavanich, Miss Charoon Khiodocknoi, Mrs. Panipa Woodtikarn, Miss Somthida Piyapana）及び研修員取扱窓口であるDTECのMrs. Nuanyong Prapapant

主な懇談内容

1. 婦人関係行政セミナーは、婦人問題に対する関心を喚起され男女双方を対象とした福祉対策を進める上でもとくに婦人のニーズ、婦人への影響等婦人の問題を意識するようになった点で間接的には役に立っているが、内容、出席者の範囲等について次のような問題がある。
 - (1) セミナーのテーマが婦人問題と広範囲にわたるため、当面している業務に直結しない分野が多いこと
 - (2) 労働省が企画するため婦人労働問題に焦点があてられており、開発途上国での最大関心事である農村地域の問題をとり上げる場が少ないこと
 - (3) 日本の実情、対策を紹介する講義が多く、参加各国のカントリーレポートの発表を含む討論のための時間が少ないこと
 - (4) 参加者が開発途上国に限定されているため、日本を始め先進国の研修員が存在せず相互の比較研究ができないこと
 - (5) 婦人問題を担当する中堅行政官を対象としているが、実際には実務担当者が派遣されており、各研修員のセミナーから得た成果が婦人対策の実行に反映されにくいこと。
2. 上記問題点の改善の他、セミナーに対する具体的な要望事項は次のとおり、
 - (1) 東京での滞在よりも地方滞在日程を多くすること
 - (2) 研修員相互の意見交換の機会を多くし、研修員で確認・合意した対策の方向について参加各国政府に勧告等の形で示せるようにすること

- (3) 日本からも研修員を参加させ対等に討論に加わること
- (4) 婦人問題を担当する男子行政官又は政策決定の地位にある者を対象に含めること
- (5) 帰国研修員に対するリフレッシュコースを設けること

2月20日(水)

午前 Thai Wacoal Co. Ltd. を訪問し、朝子徹副社長より従業員の採用状況、労働条件等について説明を受けた後、同工場を見学。付近に食事をとる場所がないため、バンコク市内のホテルに戻り昼食をとり、午後、Lucky Tex Thailand Ltd.の第一工場を訪問。労働局のRachenee 婦人児童課長、Miss Chitra Hemindra (Samutrakan Labour Office) とともに、何宗盛工場長 (Mr. Chongsaeng Hortrakul, Mill Administrative Supervisor) より女子従業員の状況について説明を受け、工場及び女子寮を見学。

その後、研修員取扱窓口のDTEC を再訪問し、18日に不在のため面談できなかった Prachart 部長より研修員派遣手続等をはじめ技術経済協力部の組織、業務内容について説明を受け、当方からは社会福祉局だけでなく労働局その他の行政機関からも研修員として推せんしてほしい旨申入れる。

DTEC 部長より得た情報は次のとおりである。

1. 研修員の派遣はどの政府機関にわりあてるかをDTEC Sub-Committee on Allocation of Fellowship (Director-General又は2人のDeputy Director-Generalの一方を議長としCivil Service Commission, National Economic and Social Development Board, Ministry of Foreign Affairs, Bureau of the Budgetの代表を構成員とする)において決定した後、当該政府機関に具体的人選を委ねる。
2. 政府機関のわりふりに当っては、セミナーの内容等の他、各政府機関に年間わり当てるコースの数の均衡を図ることが考慮される。
3. 政府機関からの研修員候補者の推せんはCivil Service Commissionに提出させ、その者がコース内容に適しているかどうか職歴等を審査する。
4. Civil Service Commissionでコースの条件に合うと判断した者について語学試験(前記Sub-Committeeの事務局であるDTECのDivision of Technical Servicesが担当)を実施し、合格者を日本側に推せんしている。
5. 政府機関の職員の半数以上が婦人であるので、現に婦人関係行政に従事しない者も含め婦人を対象としたセミナーへのニーズは大きい。
6. 研修員の人選・推せんの手続上3ヶ月程度の期間ほしいが、1ヶ月で処理できないこともない。

2月21日(木)

タイ南部地方視察のため、早期(6時30分)労働局のマイクロバスでホテルを出発。Chalin 労働局次長, Rachanee 婦人児童課長の他, Mr. Songseen Susevee (Labour Training Div. 京都大学に昨年まで留学)が通訳として同行。途中、ペプリ地方労働事務所(Phetchburi Labour Office)に立寄り、小休憩の後、同事務所を出発して午後1時近くにプラチャブキリカン地方労働事務所(Prachaukilikharn Labour Office)に到着、所長のMr. Pisit Jongsathavoravonse, セミナー帰国研修員であるチュンボン地方労働事務所長(Chief of Chumporn Labour Office)のMrs. Arporn Keogampol 等とあいさつの後、両事務所職員をまじえ総勢13名で近くの食堂(三方を格子の壁で囲った日本の海水浴場の茶店のようなところ)に出かけ昼食をとりながら帰国研修員からセミナーに対する評価等について意見聴取。昼食後労働事務所においてPisit所長, Arporn 所長より両事務所管内における婦人・年少労働者の概況について次のような説明を受ける。

1. プラチャブキリカン地方の概況

- 29万エーカーのパイナップル畑をかかえ主要産業はパイナップル缶詰製造で、大工場は3箇所ある。
- 女子労働者は約5,000人で17～30歳の若年層である。
- 賃金等の男女差はあまりなく、労働条件は妊娠休暇以外は男女同じである。
- 結婚によって退職者する者が多いため労働力不足でタイ東北部から女子労働者を移入している。
- 年少労働者は少なく、ガソリンスタンド、ガレージ、食堂等に就労している。

2. チュンボン地方の概況

- 管内に水産業を中心に2,500の企業があり11,600名(うち女子2,700名, 児童年少者900名)が就労している。
- 織物工場が1ヶ所存在し、従業員は全員(35名)女子である。
- 女子労働者の17～35歳層が殆んどで、単純作業に従事しているため賃金は男子に比べ低い。
- 35歳以上の主婦層はパイナップル・ココナツ等を切りとる仕事に多く従事している。
- 事務所主催の労働教育の一環として3月に主婦対象にハンモック製造についての技術指導(1週間)を実施する予定である。

その後、同事務所から車で2時間程の距離にある(Dole Thailand Ltd.)を訪問し、パイナップル缶詰製造工程を見学の後、夕方7時過ぎにホアヒン(Hua-Hin)の海岸にあるバンガロー風のホテルに到着。3軒の空室しかないため、指導班2名, Chalin 労働局次長, Rachanee 婦人児童課長と Arporn 所長とがここに宿泊し、Pisit所長等他の地方事務所職

員及びバンコックから来た Mr. Songseen と運転手は別に宿をとる。

2月22日(金)

8時過ぎにホテルの近く(車で30分程度)にある Khommpat Factory(綿織物, プリント工場)を見学後、昨日来行動を共にした Pisit, Arporn 両地方労働事務所長等一行と別れ、早朝到着した Mr. Boonserm Thitaram ペブリ地方労働事務所長と Thai Fruit Canning Corp. を訪問。Mr. S. Charuk (Plant Manager) 等の案内で工場内を見学、バンコクへの帰路に着く。途中ナコンプラントム地方労働事務所(Nakornprathom Labour Office) に立寄り、夕方6時過ぎにバンコクのアマリンホテルに到着。

シンガポール

2月23日(土)

9時前にホテルを出発して空港に向い、午後2時近くにシンガポールに到着。倉林太郎JICAシンガポール事務所長、上原信博在シンガポール日本大使館一等書記官の出迎えを受け、Ming Court Hotelに到着。倉林所長より巡回指導日程について説明を受け、予め帰国研修員に送付してあったQuestionnaireに対する回答を受理。

2月24日(日)

資料整理

2月25日(月)

午前、在シンガポール日本大使館訪問、丸山俊二参事官に表敬の挨拶の後、上原書記官より研修員取扱機関の活動状況、シンガポール政府機関の婦人関係対策、婦人労働の概況等について懇切かつ明快な説明を受けたが、その後の活動を進める上の予備知識として極めて有益であった。

上原書記官より聴取したシンガポール婦人労働の概況等は次のとおりである。

(1) 人口構成について

1978年現在の総人口233万人中女子は114万人で、中国系88万人、マレー系17万人、インド系7万人、その他2万人の構成である。また年齢構成は0～19歳53.4%、20～39歳26.2%、40～59歳15.3%、60歳以上5.1%である。

(2) 人口動態について

平均結婚年齢は夫27.8歳、妻24.4歳で、人口千対の出生率は16.9、死亡率は5.2である。

(3) 労働力状態について

生産年齢人口(15～64歳)1,558,000人中女子773,000人、労働力人口995,000人中女子332,000人で労働力率は51%(女子34.6%、男子68.3%)、失業者数は36,000人中女子14,000人である。

(4) 産業別女子就業者数

就業者956,000人中女子は317,000人で、製造業123,000人、商業74,000人、運輸・通信業16,000人、金融保険不動産業25,000人、サービス業66,500人、その他12,500人である。

(5) 職業別女子就業者数

女子就業者 317,000 人中専門的・技術的職業 29,000 人，管理的職業 1,700 人，事務従事者 80,800 人，販売従事者 39,000 人，サービス職業 47,000 人，生産労働者・単純労働者 113,000 人，その他 6,500 人である。

(6) 賃金階層別就業者数

月収（総収入）階層	女子就業者数	男子就業者数
シンガポールドル ～ 200	109,000 人	100,000 人
200 ～ 399	151,000	264,000
400 ～ 599	30,000	147,000
600 ～ 799	13,000	50,000
800 ～ 1499	12,000	55,000
1500 ～	2,000	23,000
計	317,000	639,000

(7) 労働組合加入状況

労働組合員 278,000 人中 23 万人が NTUC（全国労働組合会議）に加入している。NTUC は政府（社会事業省社会福祉局）が設置した保育所（9ヶ所）の移管を受けて運営するほか保険、タクシー、貸ビル、スーパーマーケット等幅広い事業を行っている。

午後、上原書記官とともに社会事業省社会福祉局（Social Welfare Department, Ministry of Social Affairs）訪問，同省事務次官兼社会福祉局長の Dr. Ho Guan Lim（Permanent Secretary of the Ministry, Director of Social Welfare Department）を表敬訪問，核家族化に対応して主婦の就労を促進するため保育所を設置し民間に運営を移管していることその他，児童少年少女収容施設，貧窮者収容施設，養老院等の設置・運営，貧窮者への生活保護の実施，同居する両親のない児童，心身障害者に対する援助，民間のヴォランティア活動を促進するためのシンガポール社会事業協議会（Singapore Council of Social Service）の設置等同省の福祉対策の概況について説明を受けた後，帰国研修員である Mrs. Irene Lim（Assistant Secretary - Religious Portfolio）社会福祉局次長 Mr. Lim Siam Kim（Deputy Director of Social Welfare - General Services Division）及び Mrs. Thung Syn Neo（Deputy Director of Social Welfare - Family Services Division）等社会福祉局幹部と婦人関係福祉対策について情報交換を行う。

この席上聴取した情報は次のとおりである。

- 人手不足で家事労働従事者の確保が困難な状況下で主婦の労働力化をどう促進するかが課題となっている。

- 女子労働者は17～25歳層が圧倒的に多く、結婚によって離職した婦人の再就職は少ない。
- 1961年の婦人憲章（Women's Charter）の制定後、全国婦人団体協議会（National Council of Women's Organization）による訓練コースの設置等を通じて婦人の自覚も高まり、教育分野でも技術的方面に進む者も多くなっているが、国際会議等への代表に女子が加わることは少ないのが現状である。

なお、社会福祉局には各 Assistant Director を長として、婦人・少女関係社会福祉施設（Social Welfare Homes / Hostel for Women and Girls）の管理等婦人及び少女の保護福祉に関する業務を担当する婦人・少女課（Women and Girls Section）、保育所（Creches）の管理を担当する保育所課（Creches Section）等9 Sectionが設置されている。

社会事業省次官（兼社会福祉局長）及び同省幹部職員との懇談で印象的だったのは、労働省が所管するような労働力確保対策についても同省でとり組んでおり、主婦のパートタイム就労等についての関心が強いこと及び次官以外のこれら社会事業省幹部がいずれも30代とおぼしき若さであったことである。

全国労働組合会議（National Trade Union Council）訪問、婦人対策委員会担当幹事（Mrs. Yu - Foo Yee Shoon, Secretary of Women's Programme Committee）不在のため、労使問題担当者（Industrial Relation Officer）であるMiss Jane Wee 及びMr. Wong Siow Hongより同団体における婦人の地位・福祉対策の概況について説明を受けるとともに、婦人労働問題について情報交換を行う。

懇談によって聴取したNTUCの活動状況は次のとおり、

- NTUC加入労働組合員23万人のうち40%が女性で、銀行、商業、電子機器製造関係の者が多い。
- NTUC内で政策決定の立場にある婦人はSecretary of Women's Programme Committeeの職にある者が1名だけである。
- NTUCの事業として保育所10ヶ所運営しているが、いずれも政府（社会事業省）の財政支出で設置されている。政府が当初設置した保育所が利用者少なく経営状態が悪かったため、移管を受けて運営を始めたのがきっかけで、その後設置される施設についてもすべて運営を委ねられるようになった。

保育所の入所はNTUCの会員の子供を優先させており4ヶ月から6歳までを対象とし、幼児教育も実施している。

保育料は両親の所得に応じて徴収しており、1日3食付で月収300シンガポールドル以下の場合月40ドル、301～500ドルは50ドル、501ドル以上は70ドルである。

- 男女同一賃金の規定は公務員には適用があるが、民間では実施されていない。
- NTUCは全同婦人団体協議会の代表にもなっており、婦人対策委員会（Women's Progra-

mme Committee) の活動として、保育所の運営の他、手作りの品のバザー学童の下校後の
 絵画教室、家族計画の普及啓発等を実施してきたが、昨年1月には婦人労働問題に関するセ
 ミナー (Seminar on the Responsibilities and the Aspirations of Working Women in
 Singapore) を開催した。

2月26日(火)

労働省 (Ministry of Labour) 訪問、労政部長の Mr. Peter C. H. Lim (Director -
 Labour Relations Division) 及び婦人監督官 Miss Ang Poh Innより婦人労働行政組織の概
 要、監督官等職員の任用状況、セミナー研修員選考基準等について聴取するとともに、両国の
 婦人労働の実情、問題点等に関する情報交換、懇談を行う。

この懇談を通じて得た情報は次のとおりである。

(1) 婦人労働関係組織について

- 労働省のうち、特に婦人、若年労働者の保護の問題を取扱うのは労政部 (Labour Rel-
 ations Division) で次のような職員構成である。

LABOUR RELATIOWS DIVISION

Unit	Male	Female	Total
Directorate	3	1 (1)	4
Registry of Trade Union	4	2 (1)	6
Conciliation Section	5	1 (1)	6
Industrial Disputes Section	6	4	10
Planning Section	1	2	3
Administration	1	7	8
Labour Inspectorate	14	17 (1)	31
TOTAL	34	34 (4)	68

- 同部はジュロン工業地帯に地方事務所を1個所設置し、労働監督官 (Labour Inspector) 調停官 (Conciliator) 各1名を配置している。
 - 同部職員のうち、監督官についての採用試験は特に実施せず、同省職員採用試験合格者のうち特別資格 (学歴等) を有する者を監督官 (Assistant Labour Inspector) として任用している。
 - 監督官25名中男子9名、女子16名で、Director 職の者1名、Supervisor 職の者2名
 - 職名の Executive Officer, Labour Officer 等の区別は従来他 部局で採用し配置換えされてきた者が Executive Officer, 労政部 (Labour Relations Div.) 設置後独自に採用した者が Labour Officer 等であり、Executive と Assistant Labour Officer は同格。
- (2) セミナー研修員の推せんについて
- 各省代表による研修員推せん者を決定するための委員会に参加しているが、本セミナーは労働省が実施していることを理由にシンガポール政府機関内においても労働省職員を優先的に推せんさせている。
 - 研修員の選考基準等一般化したものはないが、既にかかなりの就労経験勤務実績のある者の中から選定している。
 - 研修によって視野が広くなり、日本の労働対策に関する情報が役立つと評価している。
 - 研修参加者からは帰国後 1,000 語以上の報告書を提出させている。
- なお、シンガポール側からは、日本の婦人労働対策について次のような質問が出された。
- 政府として婦人の就労促進を考えているのか。
 - 家庭婦人の就労に対する育児対策の現状。
 - パートタイマーに対する労働法規、社会保険制度の適用状況
 - 女子年少者労働基準規則と労働基準法との関係
- 続いて、労働省所属帰国研修員の招待による昼食会に出席。
- 午後、倉林所長の出席を得て、帰国研修員との懇談会を労働省会議室において開催。

参加者：

Mrs. Irene Lim (Assistant Secretary, Ministry of Social Affairs)

Miss Lim Soh Hia (Assistant Director, Labour Relation Division, Ministry of Labour)

Mrs. Seow Siok Kim (Executive Officer, Labour Inspectorate Section, Labour Relation Division)

Miss Ng Siew Fong (Assistant Conciliation Officer, Conciliation Section, Labour Relation Division)

Mrs Tan Eee Lee (Labour Officer, Registry of Trade Union Labour Relation Division)

Miss Chan Chen Chee (Labour Officer, Employment Services Department, Ministry of Labour)

懇談会で出された主な意見は次のとおり。

(1) セミナーに対する評価

- 各国のCountry paperの発表の時間が30分しかない反面、日本についての講義の時間が長い点は改善する必要がある。
- 若年労働者に対する日本の対策についての情報が現在の仕事に役立っている。
- 日本の子供を持つ婦人の就労対策のうち、パートタイム雇用制度が特に参考になる。
- セミナー参加後、職業紹介部門に配置換えになり、男女差別的労働条件を提示する使用者に対する説得等にセミナーでの男女平等問題に対する知識が役に立っている。
- 託児所、婦人福祉施設の訪問、農村地区の訪問は有意義である。

(2) セミナーに対する要望

- 日本の実態、対策についての説明が多いが、参加者が各国の問題について発表・討論する機会を最低各自半日は確保してほしい。
- セミナーのテーマを専門的事項に特定してほしい。
- 地方での企業訪問を多くし、女子従業員との懇談の機会を設けてほしい。
- 労働関係法規についてのテーマを内容にとり入れてほしい。
- 職業紹介機関等を訪問した際は、1日滞在し、職員の対応ぶりを見、利用者の意見を聴取する機会を与えてほしい。
- 滞在場所はホテルよりTICの方がよい。
- 期間は、4週間程度では表面的な理解に終わってしまうので、6ヶ月位かけて充分実地訪問、意見交換をした方がよい。

(3) その他

- セミナー参加中の仕事の処理は、他の者がかけもちで行うので特に不都合はない。
- 家事、育児の負担の他に、家族の反対のあることが結婚後婦人が就労しない大きな理由であるが、主婦の労働力化を図る方策について関心をもっている。
- 公務員は高学歴の者が多いため、メイドを容易に雇えるが、一般には育児が主婦の就労を妨げる最大要因である。
- 就労希望を有する者の子供を家庭で世話する制度の普及を検討している。
- 労働組合のリーダーシップを男性が握っている現状を改善する必要がある。
- 学校就学時間帯のパートタイム就労希望調査を実施したが、1,000人中6名の希望者がいただけであった。

社会事業省職員、労働省職員との懇談を通じて得たシンガポールにおける婦人労働問題のうち、日本との相違点をみると、夫や家族が結婚後、妻が働くことを渋るために退職する場合が少なくないこと、家家族化が進んで家事・育児のために仕事をやめざるを得ない場合が多くなっている

こと等はわが国と同じであるが、高学歴の者は男女差別なく登用され、高いポスト・給与が保障されるので、メイドを雇って家事・育児をまかせられるため職業を継続し易いこと、主婦の就労化が政府全体の課題となっており、労働省だけでなく社会事業省等においても婦人の就労促進対策について検討していること等はわが国と事情を異にしている。

夜、指導班主催の夕食会を開催し、倉林所長及び同秘書 Mrs. Kitayama, 上原書記官の他、帰国研修員 5 名、Public Service Commission (研修員取扱窓口) 担当官 Miss Ho Soon Lay の出席を得て歓談する。

2 月 27 日 (水)

午前、トバヨ少女収容所 (Toa Payoh Girls' Home) 訪問。所長 (Superintendent) の Miss Heng Liang Eng 及び舎監 (Supervisor) の Mis. Lim Eng Seng より同所を中心とした社会福祉施設の概況等について次のような説明を受けた後、施設内を見学。

- ① 社会事業省の所管する福祉施設 14 所のうち、養老院等 4 所、少年収容施設 5 所、少女収容施設 5 所で、少女収容施設のうち孤児等の養護施設 2 所、非行少女更正施設 2 所、自宅を離れて働く少女の宿泊施設 1 所である。
- ② 非行少女更正施設であるトバヨ少女収容所では 8 歳～18 歳までの者 150 名 (定員 80 名) 収容しているが、14 歳～16 歳の者が最も多く、窃盗で裁判中の者もいる。
- ③ 職員は、所長 (Superintendent) 1 名、副所長 (Assistant Superintendent) 1 名、保母 (House Mother) 8 名、保母助手 (Assistant House Mother) 6 名で、収容された少女の更正を目的として活動し、別に社会事業省直属の職員が平行して家族等に対して退所後の接し方等について指導を行う。
- ④ 入所中は①道徳観念、社会的責任をもたせる ②親に依存しない独立心をもたせる ③定職に就かせることを目標とし、非行の更正に重点をおいて指導している。
- ⑤ 収容者のうち、入所後 6 ヶ月までの者を D grade とし、炊事、洗たく、掃除等の家事作業を分担させながら行動を監察する。このうち態度が良好であると判定した者を C grade に昇格させ、施設内の 2 工場 (電気器具部品組立、衣服縫製) で働かせ、給与の 25% を施設に、25% は両親に送金、残り 50% を本人の預金として毎月その 10% まで引出すことのほか、1 ヶ月に 1 回自宅に帰ること、施設のスタッフが同伴して街で買物をするなど生活上多少の自由を与えている。B grade, A grade の者は帰宅回数が増えるなどさらに行動の自由が与えられる。D から C, B, A への昇格は保母等で構成する月 1 回の委員会にて決定し、A grade の者の退所は弁護士等社会事業大臣の任命する退所委員会の許可による。早い者は入所後 8～9 月で退所するが、なるべく 2 年以内に退所させるようにしている。
- ⑥ 1 日の生活時間は、7 : 00 起床

7 : 30 ~ 8 : 00	朝食
8 : 00 ~ 12 : 00	工場就労（この間 10 : 00 ~ 10 : 15 休憩）
12 : 00 ~ 1 : 00	昼食
1 : 00 ~ 5 : 00	工場就労（この間 3 : 30 ~ 4 : 00 休憩）
5 : 00 ~ 6 : 00	自由行動
6 : 30 ~ 7 : 30	夕食
7 : 30 ~ 9 : 00	ボランティアとの懇談等
9 : 00 ~ 9 : 30	就寝準備
9 : 30	就寝

夜間 9 時以降は職員 2 名が交代で寮に宿泊し、巡視する。

その後、トバヨ保育所（Toa Payoh Creche）訪問。面会を予定した所長が不在のため、施設の概要等について説明を受けることなく、保母の案内で施設内を見学。見学しながら聴取した事項は次のとおり。

- 保育所は生後 4 ヶ月から 6 歳まで約 100 名（いずれも両親が就労）入所している。
- 保育時間は朝 7 時から夕 7 時までで、1 日 3 食給食を与え、入浴させてから帰宅できるようにしている。
- 親からは 24 時間保育を希望する意見が出され、施設の受入れ体制の面からは可能だが、親との接触の機会が少なくなり、悪影響が出ることを考えて実施に踏みきっていない。

午後、上原書記官とともに横河電機シンガポール㈱（Yokogawa Electric Singapore Private Ltd.）訪問。中村俊二専務取締役兼製造部長（Deputy Managing Director & Manufacturing Manager）及び頼亜僑財政兼人事部長（Manager Finance cum Personnel）より従業員の状況等について説明を受けた後、工場内を見学。

聴取した事項は次のとおり

- 1979 年 12 月現在の従業員 199 名中、男子 46 名、女子 153 名である。
- 工場開設後 5 年であるため、平均勤続年数は男子 34 月、女子 20 月と短く、平均年齢は男子 25 歳、女子 20 歳である。
- 従業員は、中国系 72%、マレー系 22%、インド系その他 6% の構成であり、意思疎通を図るうえで中国語と英語を使い分けなければならない不便がある。
- 女子の就労職種は、部品組立と機械加工が中心であるが、係長クラス（personnel assistant, accountant assistant）の他、（line leader, assistant foreman）等の職種の者もいる。
- 女子の中には出産後も勤続している者が 3 名いる。
- 昨年 8 月以降、家庭の主婦をパートタイマーとして雇用したが、職業経験がないため、

能率悪く、現在は本雇いとして残った1名を除いて皆無。

- 採用は、新聞広告、工場正門付近の求人幕で応募する者を対象にしている。
- 初任給は学歴、年齢に関係なく男子300Sドル、女子230Sドル。以前は男女差がもっと大きかったが、除々に差を縮めてきた。在籍者の水準に影響するので一挙に男女同額にすることは困難。
- 労働時間は、7:30～5:10、この間10時に10分、昼食時に35分、3時に10分の休憩があり、実働8時間45分で週休2日制を実施。

2月28日(木)

早朝上原書記官の出迎えを受けて、書記官宅を訪問し、手づくりの朝食をご馳走になる。倉林所長が業務多忙なため延期していた国際協力事業団シンガポール事務所を訪問。倉林所長より各種研修コースに対するシンガポール側の優先度等について懇切丁寧な助言を受ける。当事務所は、現地雇用の女子職員と運転手だけの人員構成で、極めて多忙な中を万全の準備と行き届いた配慮のお陰で恙なく巡回指導を実施することができたことを改めて感謝する。

この後、日本大使館に上原書記官を尋ね、今回の巡回指導に際して寄せられた協力に対して謝意を表す。

2月29日(金)

帰国

V 今後のセミナー及びフォローアップ事業の企画・運営上考慮すべき事項

今回の巡回指導班の訪問に対し、タイ及びシンガポール両国関係者から質問書に対する回答又は懇談を通じて、提示された要望、提案等のなかから主要なものに対するわが国としての対応の方向について指導班としての立場から検討してみたい。

1. セミナーの基本方針・研修内容等について

(1) セミナーのテーマを婦人問題全般ではなく、特定の分野にしぼり専門的事項について実施することについては、早期に実行に移す必要があるのではなからうか。その場合婦人行政官対象のコースが唯一の現状では分野を限定することは問題があるので、コースを増設する必要がある。国際婦人年を契機として男女平等、婦人の開発への参加の促進に対する関心が国際的に高まっているが、年間150コース前後の集団研修が行われているなかで、女性を対象にした集団研修が唯一であるのは（他のコースにも婦人研修員は1～2割いるであろうが）、研修機会に恵まれない婦人行政官のニーズに応ずる上で充分ではないと考える。男女平等が実現した段階では特に婦人を対象とした研修コースは不要とならうが、当面は労働省以外に婦人関係行政を担当する文部省、厚生省、農林省等で1コースずつそれぞれの行政分野を担当する婦人行政官を対象に集団研修を実施してはどうであろうか。セミナーのテーマを特定することによって各分野の婦人関係行政の推進に寄与する上でも、婦人に対する研修機会をより多く提供する上でも必要と考えるので検討していただきたい。なお、各省の婦人関係行政に関する数コースの集団研修が実現しないまでも、現在労働省で企画している集団研修を婦人労働行政の分野に特定することは、できれば来年度からでも実現する方向で検討するよう提言したい。既に現行のセミナーの内容が婦人労働の分野にウエイトが置かれているので、当面は対象者を婦人労働行政に携わる者に限定すれば足りるのではなからうか。このように、セミナーのテーマを多少とも特定し対象者もその分野の者に限定して実施すれば、ある程度共通の問題意識をもった研修員が揃い討論もさらに活発になることが期待されるが、次善の策として、まず今年度試験的に共通する関心事項別に小グループの討論の機会を設けることを提案したい。また、特殊な事項の研修に関する個人的要望に応えるため土曜・日曜以外にもフリーの時間を設け自己啓発にあてるようにすることも検討されたい。

(2) 日本の実情・対策に関する講義を少なくし、婦人問題に関する講師との意見交換及び参加各国のカントリーレポートの発表・討論の時間を多くすることについては、早速本年度の企画に反映するよう提言したい。昨年度のセミナーは、従来より若干日程が長い分について討論・講義を各1日、見学を2日多く実施されたためかタイ、シンガポールとも昨年度の参加者からのカントリーレポートの発表・討論の時間についての不満は聞かれなかったが、今後

は講義数を従来程度又はそれ以下に抑えて討議に振り向け、最低各国半日程度カントリーレポートの発表・討論に活用できるようにしてはどうであろうか。また、講師の選択もできる限り英語を話す者にしぼり、テキストを活用して説明の時間より質疑・意見交換の時間を多くとるように配慮することも要望したい。

- (3) 日本を含む先進国からの参加者を加えることについては、集団研修が開発途上国に対する技術援助計画の一環として実施されており、参加人員も10名と少ないこともあるので、先進国の研修員を招くことはともかくとして、ホスト国の日本から各国の研修員と対等の立場の研修員を参加させることについて検討するよう提言したい。日本側との意見交換の機会は、講義の運営の仕方によって講師との間では実現可能であるが、各省婦人対策担当者を中心とする講師のいわば日本政府としての婦人問題に対する公式見解だけでなく、日本からの婦人関係行政官が個人の見解に基づいて各国研修員と対等の立場で婦人問題の実情・対策に関する発表・討論に参加することに対する要望は理解できる。外国からの研修員と行動を共にする場合には、その間の業務の処理体制の他に研修手当等の経費の問題もあろうが、日本においても中堅婦人行政官の研修機会は充分でなく、外国語の研修としての効果も期待できるので、セミナー実施機関だけでなく婦人関係行政機関に対しても積極的な検討をお願いする。
- (4) セミナーにおける field study に対する要望、特に農村地域・企業等への訪問についての要望が高く、継続して行うことが必要であるが、受入れ先の都合等もあるので、訪問箇所増加はともかく訪問先での滞在時間の延長等がどの程度可能か疑問である。いずれにせよ、訪問先の現地における人間的な歓迎という「情緒」とともに研修としての実質的価値を高めるよう配慮する必要がある。

2. フォローアップ事業について

帰国研修員からは、一様に再度日本での研修の機会を設けるようにというリフレッシュコースに対する希望が強かったが、来日経験、研修機会に恵まれない職員が多数存在する現状及び我が国の受入体制等も考慮すると、その必要性は十分成熟していないのではなかろうか。当面はやはり新規の研修員を主体としたコースを数多く設け、帰国研修員のなかに特に重要なポストにある者については、必要に応じてセミナーの講師として招待する等の機会を検討すべきであろう。

参 考 资 料

参 考 I

婦人関係行政セミナー参加状況

年度	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	計
インドネシア	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
フィリピン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
タイ	2	1	1	1		1	1	1	1	1	1	11
インド		1			1	1	1	1		1	2	8
シンガポール		1		1		1	1	1	1	1	1	8
ネパール		1	1	1			1	1	1		1	7
スリランカ		1			1	1		1	1	1	1	7
韓国	1	1		1	1	1				1		6
マレーシア	1			1	1		1	1		1		6
バングラデシュ					1	1			2	1		5
イラン			1				1		2	1		5
ラオス			1	1	1	1						4
ビルマ	1						1	1				3
中国(台湾)	1	1	1									3
ブータン				1			1					2
エジプト					1	1						2
パキスタン							1	1				2
スーダン				1							1	2
ヴェトナム			1			1						2
アフガニスタン								1				1
エルサルバドル								1				1
ガーナ		1										1
メキシコ								1				1
計	8	10	8	10	9	11	11	13	10	10	9	109

参 考 Ⅱ

巡回指導対象国帰国研修員リスト

1. Ex-participants and Their Trace (Thailand)

Year	Name	Then Position	Present Position
1969	Mrs. Ruchira Dejkunchorn	Chief of Medical Care Service Section Social Security Division, Department of Public Welfare ,Ministry of Interior	(Retired)
1969	Miss Thongterm Vaigarsi	Director of Women's and Minors' Division Department of Labor, Ministry of Interior	(Retired)
1970	Mrs Arporn Keogampol	Labor Inspector Department of Labor, Ministry of Interior	Head Chumporn Labor Office
1971	Miss Pramuan Punyahotra	Research Officer Statistics and Research Division, Department of Labor, Ministry of Interior	Administrative Officer Sukhothaimathirat Open University Office of University Affairs
1972	Miss Saorapak Supanit	Executive Officer Department of Public Welfare, Ministry of Interior	Assistant Director Special Studies & Planning Division Department of Public Welfare
1974	Mrs. Thipawan Smutharaks	English Teacher Suan Dusit College, Ministry of Education	(Retired)
1975	Miss Orajit Singkalavanich	Second-Grade Economist Department of Public Welfare, Ministry of Interior	Public Welfare Administrator Office of ADB Loan Project Self-Help Land Settlement Division Department of Public Welfare
1976	Miss Charoon Khiodocknoi	Superintendent of the Reception Home Department of Public Welfare, Ministry of Interior	Superintendent Phyathai Babies' Home Department of Public Welfare

Year	Name	Then Position	Present Position
1977	Mrs. Wilaiporn Chamaplin	Social Researcher Tribal Research Centre, Department of Public Welfare, Ministry of Interior	Social Researcher Hilltribe Welfare Division Department of Public Welfare
1978	Mrs. Pannipa Woodtikarn	Public Welfare Officer Hill Tribe Section, Department of Public Welfare, Ministry of Interior	Public Welfare Administrator Hilltribe Welfare Division Department of Public Welfare
1979	Miss Somthida Piyapana	Social Worker Land Settlement Development Section, Department of Public Welfare, Ministry of Interior	Social Worker Land Settlement Development Section Department of Public Welfare

2. Ex-participants and their Trace (Singapore)

Year	Name	Then Position	Present Position
1970	Mrs. Irene Lim (20th Mar - 22nd Apr 71)	Executive Officer Social Welfare Office Ministry of Social Affairs	Assistant Secretary, Religious Portforlio
1972	Miss Ng Kheng Hway Mrs. Chia Ngee Thuang (12th Mar - 7th Apr 73)	Executive Officer, Family Welfare Division, Social Welfare Dept. Ministry of Social Welfare	(Assistant Director) Rehabilitation Services Section DIED in 1978
1974	Miss Yuen Yun Ping Mrs. Lee-Yuen Yun Ping (16th Feb - 15th Mar 75)	Executive Officer Ministry of Labor	Executive Officer Mass Transit Study Unit Ministry of National Development
1975	Miss Lim Soh Hia (16th Oct - 15th Nov 75) Presently in U.K.	Executive Officer Labour Inspectorate Section Ministry of Labour	Assistant Director, Individual Dispute Section
1976	Miss Chua Siok Kim Mrs. Seow-Chua Siok Kim (10th Feb - 12th Nar 77)	Executive Officer Labour Inspectorate Section Ministry of Labour	Remain the same
1977	Miss Ng Siew Fong	Assistant Labout Officer Labour Inspectorate Section	Assistant Concialia- tion Officer Concialiation Section, Labour Relation Division
1978	Mrs. Tan Eee Lee (8th Feb - 12th Mar 79)	Labour Officer Ministry of Labour	Labour Officer, Registry of Trade Unions
1979	Miss Chan Chen Chee (4th Oct - 11th Nov 79)	Labour Officer Ministry of Labour	Labour Officer, Employment Services Dept.

QUESTIONNAIRE

Please reply the following questions.

(Please write in block letter or typewrite)

I. General question

- (1) Your name
- (2) Home address
- (3) Year of your attendance at Seminar for Public Administration Officers in Women's Problems
- (4) Employment record since the above year

Duration of service	Position	Organization
~		
~		
~		
~		
~ Present		

- (5) Brief description of your duties for the present position
- (6) Address of the present office

II. Questions on the seminar

- (1) Could you frankly say whether the seminar you participated was beneficial to your work after returning home? If so, in what way?
 - (a) Inpoint of the implementation of policy measures relating to women
 - (b) In point of the execution of your duties
 - (c) In point of personnel transposition or treatment to you
- (2) Do you have any proposals or ideas for the further improvement of the seminar?
 - (a) Duration of the seminar
 - (b) Presentations and discussions in the classroom
 - (c) Field work
 - (d) Other comment

III. Do you have any problems in your work? If so, please describe.

IV. Do you have any request to the Japan International Cooperation Agency or Women's and Young Worker's Bureau of the Ministry of Labour in connention with the above?

参 考 IV

質問書に対する回答の結果

1. 回収状況

	タ	イ	シンガポール	計
帰国研修員数	11 (うち退職3)		8 (うち死亡1)	19 (うち退職・死亡4)
質問書回答数	7		7	14

2. 回答の概要

(1) 日本で受けたセミナーは、帰国後どのように役立ったか？

- (a) 婦人関係施策を実施する上で役に立った (5)
- (b) 自分の職務を遂行する上で役に立った (9)
- (c) 自分に対する職場配置・処遇等に反映された (4)

(2) セミナーの改善についての提言は？

- (a) 期間について
 - もっと長くした方がよい (4)
 - 現状でよい (8)
 - もっと短くともよい (2)
- (b) 講義・討論について
 - 日本の問題より各国の実情・対策について発表・意見交換する時間を多くすること (7)
 - 講義より質疑・討論の時間を多くすること (6)
 - 講義は英語で行うこと (4)
 - テーマを特定すること (1)
- (c) 視察研修について
 - 企業の訪問・滞在時間を多くすること (2)
 - 農村地区の訪問を多くすること (2)
 - 福祉関係施設の訪問・滞在時間を多くすること (1)
 - 職業相談機関での滞在時間を多くすること (1)
 - 農村地区の訪問を省くこと (1)
- (d) そ の 他
 - 日本からも研修員を参加させること (4)
 - 家庭経済・健康管理を内容に加えること (1)
 - 年間の開催回数を多くすること (1)
 - 開催時期を一定し毎暦年実施すること (1)
 - 討論項目等を事前に知らせること (1)

滞在中の手当を増額すること (1)

(3) 現在仕事で直面している問題点は？

- a 予算・職員の不足で対策の実行が充分でないこと (1)
- b 行政対象地域(山岳地帯)への交通の便が悪いこと (1)
- c とくになし (12)

(4) 仕事上の問題点に関して国際協力事業団又は労働省婦人少年局に対する要望は？

- a 帰国研修員の経験交流のためのリフレッシュングコースの開設 (2)
- b 職業紹介事業に関する資料の送付 (1)
- c 全セミナーコースリストの送付 (1)

あ と が き

今回の巡回指導は、既述のように婦人関係行政という漠然とした広範な分野を対象とすることに起因する制約の他、指導班構成員の力量等により所期の目的を充分達成できない面もあったが、国際協力事業団及び現地の関係機関の配慮によって今後の研修員受入事業を進める上での改善点を中心にある程度の成果を挙げる事ができた。

帰国研修員及び所属機関の責任者は、一様に巡回指導班の活動に協力的であり、懇談のあい間に記念撮影をしたり、夜間の観光案内を受けるなど人間的ふれあいを感じる場面も多かったが、特にタイ労働局からは指導班のために地方視察の日程を組んでいただき、好意をありがたく感じるとともに、わが国のセミナーに対する期待の大なることを示すものと推察した。この点に関し、タイでは巡回指導日程を現地で変更し、帰国研修員及び所属機関責任者と接触する時間がわずか半日に短縮されたため、十分な成果を挙げられなかったことは残念であった。現地到着後、日程変更を知ったため、再修正する時間的余裕がなかったが、今後再検討すべきである。

巡回指導に当って周到な準備と指導をいただいた現地関係機関の方々、特に指導班滞在中同行指導、車の手配と終始ご配慮をいただいた国際協力事業団倉林シンガポール事務所長及び在シンガポール日本大使館上原書記官に心から御礼申し上げる。

JICA